

株式会社大嶋電機製作所 第5回行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員……1人以上の取得者を出す。
女性社員……取得率を90%以上とする。

<対策>

- ・令和2年4月～「育児休業制度」のPR実施。
- ・令和2年4月～ 男性も育児休暇を取得できることを社員に周知する。

目標2 計画期間内に、年次有給休暇取得日数を、一人あたり最低10日以上取得とする。

<対策>

- ・令和2年4月～ 計画的な取得に向けた「有給休暇計画取得表」の有効利用。
- ・令和2年4月～ 労使参加による「時短推進協議会」での取得状況確認の実施。

目標3 計画期間内に、長時間残業の抑制を推進する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 労使参加による「時短推進協議会」で残業削減施策を検討。

令和2年 3月 2日

株式会社 大嶋電機製作所